

平成31年（令和元年） 特許法等 の改正情報

2020年8月13日
Rita特許事務所
野中 剛

1.1.1 特許訴訟制度の充実(証拠収集)

査証人に対する査証の命令

- ・裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、立証されるべき事実の有無を判断するため、相手方が所持し、又は管理する書類又は装置その他の物について、確認、作動、計測、実験その他の措置をとることによる証拠の収集が必要であると認められる場合において、特許権又は専用実施権を相手方が侵害したことを疑うに足りる相当な理由があると認められ、かつ、申立人が自ら又は他の手段によっては、当該証拠の収集を行うことができないと見込まれるときは、相手方の意見を聴いて、査証人に対し、査証を命ずることができる。ただし、当該証拠の収集に要すべき時間又は査証を受けるべき当事者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でない認めるときは、この限りでない(特105条の2第1項、実・意・商に準用規定有り)。

1.1.2 特許訴訟制度の充実(証拠収集)

査証人に対する査証の命令

- ・査証を受ける当事者が特105条の2の4第2項の規定による査証人の工場等への立入りの要求若しくは質問若しくは書類等の提示の要求又は装置の作動、計測、実験その他査証のために必要な措置として裁判所の許可を受けた措置の要求に対し、正当な理由なくこれらに応じないときは、裁判所は、立証されるべき事実に関する申立人の主張を真実と認めることができる(特105条の2の5)。

1.2.1 特許訴訟制度の充実(損害賠償)

損害の額の推定等

- ・特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、次の各号に掲げる額の合計額を、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる(特102条1項、実29条、意39条、商38条も同様)。
 - (一) 特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数あたりの利益の額に、自己の特許権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物の数量のうち当該特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量を超えない部分を乗じて得た額
 - (二) 譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合におけるこれらの数量に応じた当該特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額

1.2.2 特許訴訟制度の充実(損害賠償)

損害の額の推定等

- ・裁判所は、第1項第2号及び第3項に規定する特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、当該特許権又は専用実施権の侵害があったことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意するとしたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる(特102条4項)。

2.1.1 意匠制度の拡充

定義等

- ・この法律で「意匠」とは、物品（部分含む）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、**建築物の形状等**又は**画像**であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう（意2条1項）。
- ・この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
 - （一） 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
 - （二） 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
 - （三） 意匠に係る画像について行う次のいずれかに該当する行為
 - （イ） 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出
 - （ロ） 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

2.1.2 意匠制度の拡充

組物の意匠（組物の意匠の部分意匠可）

- ・同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であって経済産業省令で定めるものを構成する物品、**建築物**又は**画像**に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる（意8条）。

内装の意匠

- ・店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、**内装**全体として統一的な美観を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる（意8条の2）。

2.2 創作非容易性水準の明確化

意匠登録の要件

- ・意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠については、同項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない(意3条2項)。
- ★ 刊行物やインターネット上で公開されている意匠についても、創作非容易性の判断要素とすることが明記された。

2.3.1 関連意匠制度の拡充

関連意匠

- ・意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠(本意匠)に類似する意匠(関連意匠)については、当該関連意匠の意匠登録出願の日がその本意匠の意匠登録出願の日以後であって、**当該本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日前**である場合に限り、意9条1項又は2項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が意44条4項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない(意10条1項)。

2.3.2 関連意匠制度の拡充

関連意匠

- ・意3条1項1号又は2号に該当するに至った自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての意3条1項及び2項の規定の適用については、意3条1項1号又は2号に該当するに至らなかったものとみなす(意10条2項)。
- ・意10条第1項の規定により意匠登録を受ける**関連意匠にのみ類似する意匠**については、当該**関連意匠を本意匠とみなして**、同項の規定により**意匠登録を受けることができるものとする**。当該意匠登録を受けることができるものとされた**関連意匠にのみ類似する意匠**及び当該**関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠**についても同様とする(意10条4項)。

2.4 存続期間の計算方法の変更

存続期間

- ・意匠権の存続期間は、
意匠登録出願の日から25年をもって終了する(意21条1項)。
 - ★ 改正前は、意匠登録の日から20年だった
- ・関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から25年をもって終了する(意21条2項)。

2021年4月1日施行

平成31年 改正情報

2.5 複数の意匠の一括出願制度

一意匠一出願

- ・意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、**意匠ごと**にしなければならない(意7条)。
 - ★ 改正前は、「意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない」となっていた
 - ★ 物品の区分は廃止

2.6.1 模倣品対策

侵害とみなす行為

- ・次に掲げる行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす(意38条)。
 - (一) 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為
 - (イ) 当該製造にのみ用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
 - (ロ) 当該製造にのみ用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

2.6.2 模倣品対策

侵害とみなす行為(意38条のつづき)

- (二) 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等であって当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為
 - (イ) 当該製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
 - (ロ) 当該製造に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

2.6.3 模倣品対策

侵害とみなす行為(意38条のつづき)

- (四) 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為
 - (イ) 当該建築にのみ用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
 - (ロ) 当該建築にのみ用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

2.6.4 模倣品対策

侵害とみなす行為(意38条のつづき)

- (五) 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等であって当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為
 - (イ) 当該建築に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
 - (ロ) 当該建築に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

2.6.5 模倣品対策

侵害とみなす行為(意38条のつづき)

- (六) 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所有する行為
- (七) 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成にのみ用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為
 - (イ) 当該作成にのみ用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
 - (ロ) 当該作成にのみ用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

2.6.6 模倣品対策

侵害とみなす行為(意38条のつづき)

- (ハ) 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成に用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等であって当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じて美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為
- (イ) 当該作成に用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
- (ロ) 当該作成に用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

2.6.7 模倣品対策

侵害とみなす行為（意38条のつづき）

- (九) 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像を業としての電気通信回線を通じた提供のために保有する行為又は登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る画像記録媒体等を業としての譲渡、貸渡し若しくは輸出のために所持する行為

3.1 公益団体等商標のライセンス

通常実施権

- ・商標権者は、その商標権について他人に通常使用権を許諾することができる(商31条)。
- ★ 改正前は、「商4条2項に規定する公益団体等の商標権についての通常使用権許諾が除外されていた」

3.2 国際商標登録出願に係る 手続補正書の提出期間の見直し

手続の補正の特例

- ・国際商標登録出願については、第15条の2又は第15条の3の規定による通知を受けた後は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる(商68条の28)。